

令和8年3月12日
総務部総務課
行政情報サービスセンター
担当：安田
内線：3380
外線：225-1236

石川県情報公開審査会の答申について（答申第237号）

石川県知事が石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）第19条第1項に基づき令和7年7月30日付けで行った審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県情報公開審査会（会長 小堀秀行（弁護士））から、下記のとおり答申がなされました。

なお、本答申の内容については、令和8年2月9日に開催された第370回石川県情報公開審査会において決定されたものです。

記

[特定建築士住所等届 不存在事案（答申第237号）](#)

（石川県情報公開審査会ホームページ「答申一覧」）